

平成 28 年度第 2 回排出量取引の運用に関する専門家委員会 議事録

日 時	平成 29 年 3 月 9 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
会 場	東京都庁 第二本庁舎 10 階 209 会議室
出 席 者 (敬称略)	<p>(委員) (◎は委員長)</p> <p>◎森・濱田松本法律事務所 弁護士 荒井正児 PwC サステナビリティ合同会社 執行役員 寺田良二 株式会社日本取引所グループ 総合企画部企画統括役 松尾琢己 アーガス・メディア・リミテッド 日本支局代表 三田真己</p> <p>(東京都)</p> <p>環境局 地球環境エネルギー部長 松下明男 環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課長 三浦亜希子 環境局 地球環境エネルギー部 排出量取引担当課長 松岡公介 環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課 排出量取引担当 課長代理 榊原元秋 環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課 排出量取引担当 主任 中村幸子 環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課 排出量取引担当 主事 清水美帆</p>
配 布 資 料	<p>・排出量取引の運用に関する専門家委員会 次第</p> <p>資料 1 取引実績について</p> <p>資料 2 取引価格の査定結果推移</p> <p>資料 3 クレジットの需給量推計結果について (速報)</p> <p>資料 4 取引制度に関するヒアリング結果及び排出量取引の活用事例</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン ・排出量取引の運用に関する専門家委員会委員名簿 ・専門家委員会設置要綱 ・専門家委員会運営要領
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>(1) 東京都あいさつ</p> <p>(2) 専門家委員紹介</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 排出量取引に関する実績について</p> <p>(2) 取引査定価格について</p> <p>(3) クレジットの需給量推計結果について (速報)</p> <p>(4) 排出量取引制度に関するヒアリング結果及び排出量取引の活用事例</p> <p>3 今後のスケジュール</p>

1 開会

(排出量取引担当課長代理 榊原元秋)

それでは、定刻でございますので、排出量取引の運用に関する専門家委員会、平成28年度第2回目を開会したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、環境局地球環境エネルギー部排出量取引担当榊原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、開会に先立ちまして、お手元にお配りしています資料の確認をお願いいたします。

まず、1枚目、排出量取引の運用に関する専門家委員会次第でございます。

資料が4点ございます。資料の1、取引実績について、資料の2、取引価格の査定結果推移でございます。資料の3、クレジットの需給量推計結果について(速報)でございます。次に、販売意向を示した別紙がついております。1枚おめくりいただくと、資料の4、取引制度に関するヒアリング結果及び排出量取引の活用事例でございます。

以下、参考資料になります。排出量取引ガイドラインの主な改正事項について、専門家委員会の委員名簿、それから専門家委員会の設置要綱、運営要領でございます。

資料については不足等ございませんでしょうか。

それでは、次第に沿って説明させていただきたいと思います。

まずは、環境局地球環境エネルギー部長松下よりご挨拶をさせていただきます。

(1)東京都あいさつ

(地球環境エネルギー部長 松下明男)

冒頭、先立ちまして少しご挨拶させていただきます。

お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

都のキャップ・アンド・トレード制度第1計画期間が、取引も含めまして、整理期間までに、この秋に全て終了いたしました。無事に総量削減義務達成ということに相なりまして、最後には排出量取引で削減義務を達成されるという手続が残っていたのですが、そこにつきましてもスムーズに手続が済みまして、うまくいったと思っております。

平成27年度から第2計画期間に入っております。先週の金曜日に知事が記者会見で発表させていただいたのですが、第2計画期間の1年目の実績ということで、こちらも基準年と比較しまして26%の削減となりました。第1計画期間の最終年度25%削減になっておりましたので、さらに1%の削減が進んでいるという形になっております。

この辺につきましては、LED照明とか高効率の空調機の導入などの設備更新、あるいはそれぞれの事業所の運用改善ということで、日々取り組んでいただいた結果であると思っております。

一方、排出量取引につきましては、第1計画期間は約1割の方が取引を活用していた

だいたということですが、第2計画期間になりまして、現時点での推計ですと、おそらく削減義務率が上がっている関係もございまして、2割ぐらいの事業所が自ら削減は少し厳しいのではと。そうすると、排出量取引をご利用いただけるのではないかとこのように思っているところでございます。

先週知事が発表したのですが、知事もこのキャップ・アンド・トレード制度の削減効果ということについては非常に評価しておりまして、また民衆で取引される排出量取引についても非常に高い興味を持っておりまして、知事としては、やはりこういう排出量取引もうまく活用して、地球温暖化対策がきちんと進んでいくようにと、非常に高い意識を持っています。

こうした動向を踏まえまして、今度は2割ということで、さらに取引を利用される方が増えるということで、そこにつきましてもきめの細かい対応ということで、都では来年度も対象事業所向けのセミナーの開催、あるいは仲介事業者とのマッチングということにつきましても今まで以上にきめ細かくやってまいりたいというふうに思っております。

改めまして、委員の皆様には、都のキャップ・アンド・トレード制度における排出量取引が円滑に実施できるよう、セミナーなどにおける情報の提供方法などにつきまして、専門的な見地からご意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、議会对応で立て込んでおりまして、途中で中座させていただきますが、よろしくお願いしたいと思います。

(2) 専門家委員紹介

(排出量取引担当課長代理 榊原元秋)

次に、改めまして本日ご出席の委員の方々のご紹介をさせていただきます。

こちらで、松下でございますけれども、所用につきまして中座させていただきます。

では、これからの議事進行でございますが、委員長でいらっしゃいます荒井委員にお願いしたいと存じます。

では、荒井委員長、お願いいたします。

2 議事

(1) 排出量取引に関する実績について

(荒井委員長)

それでは、次第のとおり議事を進めてまいります。まず、排出量取引に関する実績についてでございます。では、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料1に沿いまして、取引実績についてご説明いたします。

まず、(1)クレジットの発行件数についてですが、超過削減量につきましては、本年度に入ってから1月末までの間に808件の申請がございまして、約660万トンの発行が行われました。昨年9月末が第1計画期間の超過削減量の発行申請期限でしたので、過去5年間に比べて最も多くの発行が行われております。

一方で、申請期限までに発行申請を行わなかった事業者が一部ございまして、未発行の第1期超過削減量が存在しております。この未発行分につきましては、規則上の知事が自ら超過削減量を発行することができるという規定に基づきまして、来年度に入ってから職権で発行を行う予定です。

なお、第1計画期間につきましては、申請に基づき発行を行ってききましたが、昨年度末に手続簡素化の観点から規則改正を行っておりまして、第2計画期間以降の超過削減量につきましては、計画期間中の発行可能な量が全て確定した段階で、原則知事が職権で発行を行うというように手続を改めております。

その他のクレジットにつきましても順調に発行されておりますが、特に都外クレジットにつきましては、算定期間5年間分の削減量がまとめて発行されることとなっておりますので、今年度のみ発行量が発生しております。

続きまして、裏面をご覧ください。

こちらは、クレジットの移転件数を示しております。上から3行目にあります一般管理口座の移転というのが、所有者が変わる一般的な排出量取引になりますが、平成28年度に入って行われた取引は81件で、約17万トンの移転が行われております。前回の委員会でご説明いたしましたが、2016年4月から義務履行期限の9月末までに62件の取引が行われておりましたので、義務履行期限以降にも20件近く取引が行われたということになります。

この中には、第1計画期間のクレジットについて、義務者の間で削減量に見合った取り分を分配したと思われる移転も含まれておりますが、そのほかにも、既に第2計画期間の義務履行に向けた取引が行われ始めておりまして、その件数も含まれております。

一般管理口座間の移転より下の移転情報につきましては、前回の報告時点から動きはありませんでした。

ここで1点、補足でご説明したいのですが、一般管理口座から指定管理口座への移転につきまして、こちらに関しましても昨年度末に規則改正を行っておりまして、2016年10月以降に一般管理口座から指定管理口座へクレジットの移転を行った場合には、当該クレジットについて、知事が職権により遅滞なく義務充当を行うという規定が設けられております。これまでは申請に基づく義務充当のみが規則上規定されておりましたが、一般管理口座から指定管理口座へ移転を行いますと、移転されたクレジットは制度上義務履行にしか用いることができません。つまりこの移転は、義務充当の意思がある場合にのみ行われることとなりますので、手続簡素化の観点から、別途義務充当の意思表示を求めずに、自動で義務充当を行うこととしております。以上でございます。

(荒井委員長)

それでは、ただ今、説明がありました排出量取引に関する実績について、皆様からのご意見を頂戴したいと思います。また、事務局への質問がございましたら、お願いいたします。

(寺田委員)

資料1の表ですけれども、都外クレジットが5年間分まとめて8万7,000トン発行されたということですが、都外クレジットの地域ごとの内訳みたいなものは分析をされていますでしょうか。

(事務局)

そういった分析は特段していません。

(寺田委員)

8万7,000トン、それなりのまとまった量があるようにも思いますので、何か傾向みたいなものがわかれば、次に何か考えるアイデアのもとになるかもしれません。

(松尾委員)

第1計画期間を振り返って総括するとか、環境局からレポートみたいなものを出されたりはされるのですか。今の寺田委員のお話も踏まえると、大体こんなことがあって、こういうクレジットが出たとか、取引がこうだったという、その最終的な超過削減量の申請とかも含めて、期間全体を統括して、全体で報告書みたいなものが出るというのではないかと思います。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

そちらにつきましては、今のところまだそういう準備はしていませんけれども、今後のこともありますので、来年度に入ってから、第1期がどうだったかということ踏まえて、今後、例えば次回の取引委員会でご説明できるような形で準備できればと思います。

(三田委員)

超過削減量の発行量の推移を見ると、やはり平成28年度に非常に大量に出たということは数字から見えるわけですが、例えば、先ほどいろいろ制度改正があって、そもそもこういうことをするということがこういう意思の表れだからということで、割とその申請を簡素化したという方向性の制度改正があったかと思うのですが、これも例えばですけれども、この発行についても、多少簡素化をして、発生した時点でもう発行さ

せてしまうということは、難しいのでしょうか。

というのは、もう少し前半に発行がされていることによって取引の対象が存在し得ると思います。第1計画期間の実績を見ると、平成28年度まではなかなかその取引するものそのものが存在しなかったということも言えなくもないのではないのでしょうか。そこは制度上難しいのでしょうか。

(事務局)

現行の規定でも、任意のタイミングで申請に基づいて発行するという規定はまだ残っているのですが、その前段階で発行して早く取引をしたいという方も、すぐに超過削減量が発行できるシステムはまだ残っているのですが、そうですね、不可能ではないと思いますが、少なくとも昨年度行った制度改革の中では、一応計画期間の最後に発行するというような改正を行いました。

(三田委員)

なるほど。排出量の確定は年度ごとに行っているのですよね。

(事務局)

そうです。

(三田委員)

わかりました。そういう意味では、少し前倒しに発行されるような仕組みになると、取引の対象がある前提で売り買いの話ができるようになるのかなというのが意見です。

(事務局)

ただ、その一年一年の達成ではなくて、5年間の間での達成なので、要は5年後に間違いなく達成できると見込んでいけば毎年発行してもいいのでしょうか。2年目、3年目ぐらいまでは大丈夫だけど、4年目、5年目は危なそうだなという事業所は、1年目、2年目に、要は4、5年先まで見据えない中で安易にクレジットとして発行することは少しとどまる事業者はあるかなという気はします。1年ごとの義務達成ではなく、5年間の中で達成するという事なので、そういった方は、少しとどまるかなと思います。

(寺田委員)

私は今日、ちょっと予習のために、環境省が去年調べた各国の制度動向を見てきました。多分皆様お読みになっておられると思いますけれど、これを見てもわかるように、各国の取引の状況が、必ずこういった排出量とともにお金の情報がセットで出ているのです。やはり市場というからには、その経済規模はどの程度あるのかみたいなことは皆さん当然関心のあることだと思いますし、現実には、今東京都の市場では、価格が当初

思っていたような高さにはなっていないということがあって、市場規模としてはそんなに大きくはなっていないと思いますけども、それはそれとして、全体の市場の動向、特に長期的な見通しとともに、その価格情報も併せて出せば、より関係者の興味を引くのではないかなと思いますので、是非ご検討いただければと思います。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

価格情報につきましては、後ほど査定価格のご紹介もします。

(寺田委員)

価格というか市場規模ですね。今年取引量は総額幾らでしたみたいな情報は結構世界の市場動向の分析には入っているの、1件当たりの価格情報というのは、当然それはそれとして意味があるとは思いますが。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

そうなりますと、何分相対取引で価格が決まっております、我々に報告することにはなっているのですけれども、全体を把握できるかという、ただそれは少し難しいところがございます。

(寺田委員)

そういう情報は推定が多いですね。推定で大体幾らぐらいの規模ですというような言い方が多いと思います。東京都が出される情報なので、推定とはいえ、それなりの確度は当然要求をされるでしょうから、どこまでそこを確保できるのかというのにもらみながらご検討いただければと思います。

(2) 取引査定価格について

(荒井委員長)

それでは続きまして、議事の2番、取引査定価格についてでございます。

では、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料2に沿いまして、最新の取引価格の査定結果についてご報告いたします。

価格査定とは、資料2の下の米印にありますように、実際の取引価格の統計ではなく、調査員による市場参加者を対象にした取材によって収集された情報をもとに、査定者が標準的な取引の価格を推定することを指します。具体的には、取引仲介事業者、市場でのクレジットの売り手及び買い手となる排出量取引制度対象事業者計12社に対してインタビューを行いました。

査定価格の対象となる標準的な取引の条件とは、100トン以上1,000トン未満相当のロットかつ約定から30日以内に受け渡しと決済を行う取引。この先1カ月以内に約定されることを想定。査定価格は、買い手となる制度対象事業者が支払う価格としています。

今回、本年度2回目の価格査定を2月に行い、結果を掲載しております。

表の中の点線についてですが、点線の左側は第1計画期間の義務充当1トン当たりのクレジットの価格、右側は、第2計画期間の義務充当1トン当たりのクレジットの価格として査定されます。

まず、超過削減量の価格ですが、前回の委員会では、第1計画期間のクレジット取引の中心は超過削減量で、取引の多くは仲介事業者を介しているが、ある程度の仲介手数料が取引価格に含まれないと取引が成立しないことから、トン当たり査定価格としては1,500円となっているとのご報告をしました。今現在は、第1計画期間も終了し、クレジットの取引も余り行われていないことから、今回の査定価格も、前回から変動なく横ばいとなっております。

再エネクレジットについても、前回再エネクレジットの売り手側は、昨今CSR目的でグリーン電力証書として利用する企業からの引き合いが存在するため、あえて東京都の排出量取引市場で超過削減量との価格競争は行わず、グリーン電力証書としての価格帯での売却を念頭に置くマインドが確認できたとご報告しましたが、今回も同様の傾向が見られ、トン当たり9,600円という査定になっております。以上でございます。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

委員長、少し補足させてください。

前回もご報告しましたがけれども、排出量取引の申告価格でございますけれども、ガイドライン上は一定の移転申請が確保できる段階でこれを集計して公表していくということで記載しておりまして、前回ご報告したとおり、申告価格につきましては、半期で、上半期・下半期とありますが、半期で50件の申告件数があった場合に公表するということとしておりまして、今年度の下半期におきましては、昨年の10月から今年の1月までで超過削減量ほか等が2件、それから再エネクレジットがゼロ件という申告がありましたので、まだ3月までは期間があるのでございますが、おそらくこのまま推移いたしますと50件未満になるだろうと思われまして、今のところ、来年度開催いたします排出量取引セミナーでは申告価格につきましては公表せずに、今申し上げました査定価格のみ公表することになると予想されております。以上でございます。

(荒井委員長)

ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました取引査定価格について、皆様からのご意見を頂戴したいと思います。また、事務局への質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(荒井委員長)

それでは、私から1つ。これは実際の取引価格の統計ではなくて、あくまで適正な、あくまで査定価格だということで、当然実際の取引の価格とは違うということになるわけですが、実際この査定結果というか、これがどの程度その実際の取引において参考にされているのか、活用されているのかという、これはこれで一つの査定ではあるので意味はあると思うのですけれども、そのあたりの実際の取引との関わりというか、影響というか、どういう形で行われているのか、その辺の実態との何か関連性というの、調べられたり検討されたりということはされているのでしょうか。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

前報告した際、これは昨年度の下半期ですけれども、このときは第1計画期間の最後の整理期間のときだったので、50件未満でも申告価格として公表させていただいたんですが、このときは、1,000トン以下が1,365円ということで、私どものほうの価格として公表させていただきました。同じ時期の査定価格を見ますと、こちらで今記載のあるとおり、平成28年3月になるかと思うのですけれども、これが1,500円ということで、このときは、査定価格と申告価格につきましては同額の扱いとなっております。それ以降につきましては、件数が少ないと余り比較の意味がないかなと思っております。現状その対比というのは今回のものとは行っていないのですけれども、一応申告価格と査定価格についてはかなり近い値が出ているのかなとは思っております。

(三田委員)

査定主体として補足をしますと、事実上、この査定というのが、ある種価格の上限の目安として機能しているというのが実際のところになっている、というのが実感です。なぜかという、ここで言う標準の取引というのは、まさに完全に、いわゆるコネ等のない一見さん同士の取引を指しておりますので、そこで出されてくる見積りの額というのがここで査定されている額であるというところで、実際の取引になりますと、結局はその本業での取引のある関係であったり、あとは本業でなくても、ほかの温暖化関係の業務上のやりとりがある関係であったりというところで、やはりその買う側に有利な値引きというものが最終的に行われやすいというところですので、実際その約定に至るに当たっては、そういった特殊事情が大体ディスカウントとして加算されまして1,500円を下回っていくというところではあります。

その1,500円について、先ほど言ったように、まず標準として出てくる見積りりのストライクゾーンがこれぐらい。つまり、これが上限として機能してしまっている。もう一つが、この数字が年に1回から2回、セミナー等で発表されまして、これは割と制度対象事業者に広く周知されているものになっております。当初、私どもが一番懸念したのは、こういうものを出すと、これがもうその相場となってしまうということです。

例えば、私どもが8,000円と査定すれば8,000円という価格になってしまうことを懸念したのですが、時間の経緯とともに価格が変化していることを見てもわかるように、まずはその段階での目安として機能して、そこからままれていくということは見えてとれるので、そういった相関関係ではなくて、総合影響関係というのが見えてとれるのではないかと思います。

(寺田委員)

三田さんに1つ教えていただきたいのですが、この調査をされた過程でお感じになったことで結構なのですが、実際この市場が市場らしく需要と供給に基づいて価格が適正に決まっているのか、あるいは、お店にクレジットが並んでいて、たまにぱらっと通りかかる買い手がちょっと1つくれみたいな、そういうイメージとといいますか、市場というよりは、少ない顧客に対してお店がたくさんある状態なのか。

この数字から受ける私の個人的な印象としては後者のほうなのかなと。いわゆる市場、一般に世の中で考えられるマーケットのような状況にはまだ至っていない感じがしています。

(三田委員)

そうですね。非常にいいご質問で、整理をしなければいけないこととして、まずその市場なのですが、松尾さんのところのようないわゆる証券取引所や商品取引所のような形で、売り買いがもう常にそこにあるというような市場というよりは、取引プラットフォームです。取引プラットフォームは、ご存じのとおり、そこに実はその売り買いの情報が1カ所に集約するところがない、というのが現状です。一応、理論上は、制度対象事業者は、皆市場参加者なわけなのですが、1カ所に集中した情報がないために、実は皆、どこに行ったら買えるのか、どこに行ったら売れるのかもわからないという状態なのです。唯一、そんな中で情報を集約する機能を果たしているのが仲介事業者と今現在はなっております、この仲介事業者のもとには、やはり複数の売り手、複数の買い手というものが集まっているという状態で、そこでそのそれぞれの希望価格帯というのが成立しまして、当然外れているところは成立しないというような現象になっています。さらに、この仲介事業者も仕事ですので、この重なっている部分に仲介手数料が乗っかり、相場ができるというような現象になっています。ですので、おそらく寺田さんがおっしゃるような市場というのは、非常に流動性の伴う市場であるという意味では、それには至ってない。流動性が伴わない市場を市場と呼んでいいかといったときに、おそらくそれはマーケット・イコール・バザールですから、売り買いが集まらなければいけないのですが、そうはなっていない。ですので、何かしら仲介事業者1つ、あともう一つは東京都のセミナー等で、まずはその情報は集約されて共有される場所が必要で、一応それが用意されているという状態です。

(寺田委員)

情報が集約されるプラットフォームみたいなものがもしできたとしたら、多分今の状況だと、値段が限りなく下がっていくような状況になってしまう気はします。逆に、今そういうものがないために、情報の非対称性というか、情報を持たないで市場に行ったら、いくらで売っていたから買ってきたいみたいな状態になっているのかもしれませんが、ひょっとしたら、今はそういう状態のほうがいいと言ったらおかしいですけど、それがいいか悪いかは別にしても、この制度自体を東京都としてどちらの方向に持っていきたいのかという点は私としては気になることです。もっと取引を増やしてマーケットらしくするのか。当然これは排出削減が主たる目的の制度なので、そこの本末がひっくり返ったらそれはだめでしょうけれども、やはりマーケットを形成して、それを事業者の適正な行動につなげていくというような観点からすると、やはりマーケットはマーケットらしくある程度形成されていくべきなのかなと個人的には感じています。

(三田委員)

あともう一点、この東京都のクレジット取引の特異性として、それこそ1トンを対象とした取引も理論上あり得て、それこそ2万トンを対象とした取引も同時にあり得て、同じクレジットなんですけど、1トンのクレジットと2万トンのクレジットは、取引の規模からして、やはりもう物として別物になるわけです。例えばですけども、この東京都のクレジット、企業が1カ月ごとに自分たちの過不足を取引するのであれば、もう少し小さいロットでの取引というものは増えるのですが、5年に1回行う企業になると、それこそ1万トンとか、そういう企業もあれば、5年一生懸命頑張った結果、1トンだけ足りなかったという企業もあり、これが混在してしまう。混在してしまったときに、1トン幾らですの中で安いものと高いものが一緒に混在してしまう。そのときに、おそらく買う人は、やはり一番安いものがあるのなら自分もそういう値段で買いたい。高いものがあれば、売るほうはそういう値段で売れるのなら自分はその値段で売りたいとなると、成立しなくなってしまう。なので、やはり標準のロットというものをある程度、定める必要があり、この査定はそれを絶対必要とするわけなのです。ただ、この標準ロットを定めると、その取引所でやりやすくなるのですが、実は売り買いの人たちは、例えば1,000トンぴったりではないのです。取引所で買うと余るし、もしくは取引所で買っても100トン足りないみたいなことが起きてしまうというところで、なかなかそういう意味で、5年一くくりの今の制度ですと、これは私の所見ですけども、取引所というものはなかなかはまりにくいのかなとも思っています。

(寺田委員)

確かに、お話お伺いすると、そういうユニットをある程度決めてしまえば、取引の効率性と言いますか、やりやすさみたいなのはあるのでしょうか、必要に応じて取引されることが大事だということを考えると、ひょっとしたら今の状態というのは、それはそれでありなのかもしれないなという気もします。

(三田委員)

そうですね。取引所的なものが立ち上がって、10トンというロット、100トンというロット、1,000トンというロット、1万トンというロットが4種類商品として、別の商品として上場されていれば、これはうまく組み合わせて買うとか組み合わせて売るということはできると思うので、それも一つの方向性としてはありかなと思います。ただ、寺田さんもおっしゃっていただいたとおり、やはり今必要性に応じて買う方がほとんどなので、そうするとやはり取引所みたいなところというよりは、自分の欲しい量だけぴったり売ってくれる人を探す。そうすると、自分では探せないなので、仲介事業者に頼んで探してもらうという形になっているというところですよ。

(寺田委員)

ありがとうございます。

(3) クレジットの需給量推計結果について (速報)

(荒井委員長)

それでは、続きまして議事の3番、クレジットの需給量推計結果について (速報) でございます。

では、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料3に沿いまして、最新の需給量推計結果についてご説明いたします。

今回の算定におきましては、今年度11月に事業者から提出された地球温暖化対策計画書に記載されました平成27年度排出実績を使用しまして、この排出実績が第2計画期間中、継続すると仮定して推計を行っております。

また、前回までの推計と大きく異なる点といたしまして、今回の集計から第2計画期間で適用される排出係数を用いて査定を行っております。

クレジットの販売移行につきましては、前回と同様に、今年度8月に実施いたしましたアンケート回答による事業者の意向情報をもとに推計を行っております。

推計結果といたしまして、第2計画期間のクレジットの需要見込み量、すなわち削減不足により他事業所等からクレジットの調達が必要となる量は70から75万トンという結果になっております。また、第2計画期間においては、第1計画期間から1,210万トンのクレジットがバンキングされます。この数字の中には、第1計画期間は超過削減であったため超過削減量を保有していて、第2計画期間に不足が生じたことにより、自らが創出した超過削減量を自己利用する量約25万トンが含まれております。

なお、このバンキング量には、先ほど取引実績の説明の際に申し上げました、現時点では未発行で、今後知事の職権で発行される超過削減量も含まれております。また、来年度には排出係数の変更に伴うバンキングの増量を実施する予定ですが、ここに示した

量は増量後の値ということになります。

続きまして、第2計画期間に新たに創出される超過削減量としては、約945万トンを見込んでおります。

その下段の超過削減量の供給見込み量の集計方法につきましては、前回までの集計方法と変わりませんので、詳しい説明は割愛いたしますが、アンケート結果に基づきまして第2計画期間において取引される可能性のある量としましては約338万トン、このうち積極的な販売意向のある量といたしまして約108万トンが見込まれております。

アンケートの回答に基づくクロス集計の内訳については、別紙をつけておりますので、そちらでご確認いただければと思います。

集計結果の表、最下段の第2計画期間の整理期間末で失効する第1期クレジット見込み量ですが、1,110万トンから1,115万トンを見込んでおります。

それから、前回の専門家委員会での委員の皆様からのご意見を踏まえまして、分析評価という項目を今回追加いたしました。今回の推計結果の分析評価といたしましては、今年度11月に実施したセミナーでもご説明しておりますが、現時点で約7割以上の事業所が、自らの削減対策のみで既に第2計画期間の削減義務を達成することが見込まれている状況ですので、超過削減量の発行見込み量が約945万トンであるのに対して、需要見込み量が70から75万トンと少ない状況にあります。供給の見込み量で見ますと、販売意向を示す事業者からの供給見込み量は約300万トン、このうち積極的に販売されるであろう量は約100万トン程度にとどまっております。

また、今回の推計では、最新の平成27年度の排出実績を使用いたしまして、第2計画期間に適用される排出係数を用いたこと、また指定取消しなどによって削減義務期間が第1計画期間末まで短縮された事業所を推計の対象外としたことなどの理由によって、前回の推計と比較いたしますと、超過削減量の発行見込み量が増加し、逆に言えば需要見込み量が減少しているという結果になっております。説明は以上になります。

(荒井委員長)

それでは、ただいま説明がありました需給量推計の公表について、皆様からのご意見を頂戴したいと思います。また、事務局への質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(寺田委員)

これは、第2計画期間ですね。

(事務局)

はい、そうです。

(寺田委員)

合計の見通しということですね。

(事務局)

はい。

(寺田委員)

そうすると、この期初のバンキング、期首在庫というか、それが1,200万トンぐらいあって、5年後の期末在庫が940万トンに少し減るのですが、5年間を経てこの程度しか減らないわけですね。そもそもその1,200万トンとか900万トンというバンキングの量それ自体が適切なのかその評価もよくわからないところではあります。供給量や需要の見込みからすると、やはり相当な量が在庫として残っている印象を受けますし、先ほどの、まだマーケットと言えるほどの取引ボリュームが形成されていない状況からすると、現在の状況というのはまだ第2計画期間でも余り変わらないのかなという感じはしました。では、それはそういうふうにしたいのか、あるいはもう少し違った方向性を目指すのか、その辺、もし東京都として何かお考えがあったら是非教えていただきたいのですが。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

今おっしゃっていただいた第1計画期間の中でのバンキング量1,210万トンというのは、事業所の皆様が非常に対策に取り組んでいただいた結果がこのような形で表れておりまして、こちらにつきましては、基本的には第2計画期間末で失効する予定となっておりますので、新たに第2計画期間でも、この今の削減の状態が続いていた前提なので、あくまでも前提なので、そのとおりにいくかどうかはまだわからないのですが、そうだとすると一応945万トンの超過削減量の見込みがあるということになってございます。

第1計画期間のバンキングで、第2計画期間の需要の見込み量は、Aにありますとおり、70から75万トンと見込んでいるところですが、その部分につきましては、第1計画期間からのバンキングの量で、全てカバーできますので、おっしゃるとおり、超過削減発行見込み量の分は丸々残るわけでございますけれども、ここにつきまして今後どうするかということまではまだ検討してないところでございます。

(総量削減課長 三浦亜希子)

1つは、第1計画期間に、非常にたくさん余ったと言ったら変ですけども、たくさんクレジットが創出されたというのは、嬉しい誤算、思った以上に削減が進んだというところに尽きるかと思っています。私どもの第1の目的は削減を進めることですので、これが悪いことだというような、ネガティブな捉え方はしておりません。

これが第2計画期間も続くとなった時に今後どうするかというのは検討課題だと思っています。本来の目的、総量削減を達成するということと、今カーボンプライシング、要は価格シグナルでどうしていくかという話もある中で、見直すところがあるのか

どうか。三田先生の先ほどの制度本来の考え方も含めておっしゃるとおりで、見直すのがいいのか、今のままでうまく回って行って、今後もそれでいくのかというのは、もう少し見ながら考えていかなければいけないと思っています。なかなか難しい課題だと思っています。

(寺田委員)

この話は、多分排出量取引だけの話ではなくて、東京都の取組み全体の方針をどうするのかというところにかかってくると思うのですが、やはり昨今の気候変動に関するいろいろな情報を見聞きするに、もう減らし過ぎというのではないのかなと個人的にとっても感じています。なので、日本全体をリードする意味で、トップランナーの立場で、是非頑張っていたきたいと思います。

(松尾委員)

やはり何か頑張って削減したことにリワードするというか、報いる措置があったほうが良いと思っています。例えば、東京オリンピック・パラリンピック全体が、この余剰分エクスパイアしてしまう分でカーボンオフセットになるとか考えられますし、小池知事環境賞として、無償で10万トン以上義務外で充当したら表彰するとかもあると思います。今のままだと、何か頑張って削減したのだけど、削減目標が緩かったので、超過削減量がたくさん出てしまったという雰囲気が出てしまうのではないかと。そうではなく、すごく削減を頑張ったので、それを東京都がアプリシエートしている、例えばその東京オリンピックのカーボンオフセットとか、小池都知事が表彰するというのもあるかなと思います。本当は、東京都中央排出量取引中央銀行みたいなものがあるって、それをオペして、どんどん吸い上げて、お金を支払うという方法も考えられますが、ただそれはなかなか予算措置等の関係もあるので、カーボンオフセットや、無償で義務外で充当した人に表彰するのであれば、お金がかからない。余剰分の1,000万トンが東京オリンピック・パラリンピックをカーボンオフセットにするのに足りるか分かりませんが、そうした形で、頑張ったものが東京都に生きているという形で接合すると、東京都自身のアピールにもなるかなという気はしております。何でも小池都知事を使えば、何でもオリンピックを使えばというのは安直な発想ではありますが、是非ご検討いただけるといいと思います。

(寺田委員)

以前、洞爺湖サミットのときに、サミットに人が集まってきたり、サミットでイベントをやることで排出量が出ますので、それをオフセットするために、全体で排出量計算をした記憶があります。その手のことは東京オリンピックで何か考えられているのですか。東京オリンピックについてカーボンオフセットしようみたいな話とか。

(総量削減課長 三浦亜希子)

オリンピックの中でのカーボン対策は考えられていますし、オフセットについても検討課題としてはあります。ロンドンやリオの例からもあるとは思っています。オリンピックの話はなかなかしにくいので置いておくとして、私どもは、このクレジットを、先ほどの義務充当以外で何かCSR的に使えないかというお話は、アンケートでも出ていたと思いますし、この委員会の議論でも昨年度などは出ていたと思いますので、そこはやはり検討していく必要があると思っています。

(三田委員)

松尾さんがもうほとんど言ってくださった話になるのですが、もう一つ別の見方をすると、例えば1トン1,000円で買えますということになると、もう義務充当のために追加措置をしないという選択は割と現実の選択になってしまいます。それなら100万円払ってクレジット買ったほうが良いということになります。これは、普通に自然現象として、どうしてもクレジットが安くなれば、その自らの設備投資を早倒しするかそういう動機がそがれていくということになりまして、です。結果はよしなのですが、この先の削減に対する投資がなされにくくなってしまいう問題があり、そう考えると、これはどこでも答えは出ていることではないのですが、やはり制度オーナーの立場で需給コントロールというものをすべきではないかという意見は当然あると思います。うれしい誤算は、もちろん、うれしい誤算なのですが、やはり誤算なので、これは明らかに第2計画期間、第3計画期間の設備投資に必ず影響するでしょうというときに、松尾さんおっしゃるように、まずオフセットで考えると、では東京でオフセットするところがそんなにありますかといったら、多分ないのです。東京はもう既にこれだけ減らしているわけですから、ここからさらにオフセットするところは余りないということになってしまい、オリンピックのイベントでも、仮にできたとしても、オリンピック全体含めて、例えば移動体のものからやっても、たった2週間です。限界があるということ。と言うとやはり、アンケートといいますが、ヒアリングをしているときにちらほら出てきた意見としては、自分たちは貢献したのだということ。を証明できればそちらのほうが良い、売って幾らもらうよりもそちらのほうが良いという意見も複数ありましたので、そういう意味では、CSR的に証書化して会社の玄関に張れるようにするとかというのは決して荒唐無稽なことではないと思います。さらに、需給コントロールにも寄与できるのではないかなと思います。

あと、移動体の話で言うと、その辺は私も全然知識がないまま言いますが、例えば都営交通なんかの部分は全部オフセットしてもいいのではないかなとか、羽田空港は全部オフセットしてもいいのではないかなとか、そんなことは、全く知識がない人間として意見として出ても自然かなとは思っています。

(松尾委員)

かなり脱線しますが、そうしたクレジットを、今ふうに言えば仮想通貨のようにして、帳簿管理とか帳簿移転を世界最先端のものにするという観点で、例えばビットコインを

やっているブロックチェーン、分散型台帳のようなテクノロジーを使うというのはどうでしょうか。一つは東京都が先端的なものに取り組んでいること、そしてシステムの運営管理コストを下げられるという趣旨もありますし、もう一つは仮想通貨的として、その排出量取引通貨の使い方として、その先はやっていくと税金をまける、あるいは、補助金を使うとの境界線が曖昧になるかもしれませんが、何らかの形で通貨的に、お金として直接換金するのではなく、仮想通貨として何か別用のものに使えるようにすることが考えられないか。一点目の分散型台帳型管理で最先端的な管理をして、その移転コスト、トランザクションコスト下げることと併せて、ビットコインのような使い方をする事で、制度趣旨本来の話からは大きくそれていますけど、そうした技術を採用する制度自体も、排出量取引アピール材料にはなるのかなと思います。技術的には、そんなに高頻度取引をするものでなければ向いているのではないかなと思います。

(三田委員)

先程の主題に戻りますけど、やはり「失効する」という言葉が、企業からすると、一回資産として持ったものがゼロになるという意味をしてしまうので、これは寺田さんの専門だと思うのですが、やはりその部分というのは企業としてなかなか飲み込みにくいところがおそらくあるので、やはりそこを失効させる代わりに、先ほどの話ではないですけども、証書化されて、東京都全体の削減に自分たちの企業はこれだけ貢献したという形に、まさに無効化できるということをするほうが、失効よりは制度対象事業者のほうでも選択肢になりやすいのではないかなと思います。

(寺田委員)

資産価値として残すかどうかというのは別にしても、やったという記録は何か残されたほうがきっとやりがいはあるでしょうね。

(三田委員)

そうですね。あと同時に、経済的なメリットという意味では、実はこの削減を進めた事業者は、決して身銭を切っては削減していないのです。企業なので当たり前ですけど。たまたまその設備更新をするという際に、非常に効率のいいものに代える。効率の良いものの選択肢のランクがA、B、Cとあったときに、制度が最高効率のAを選ぶことを後押ししたという効果がきっとあり、ただやはりクレジットがこれだけ安くなると、今後はそのCが選ばれてしまう可能性が出てきてしまうというところで、やはり経済的な比較というのは企業はすると思いますので、そういった意味で、需給バランスの一定のコントロールというのは、行政がしているのかみたいな禅問答ありますけども、考えるには値するのではないかなと思います。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

需給バランスということではないのですが、一応我々のほうでも、東京都保有のク

レジットというのがございまして、市場全体を見て、無くなってきた場合には供給するような用意というのは一応あるのですけれども、我々がクレジットを市場から吸収するという事までは。

(三田委員)

そうなのですね。おそらくそれはお金のかかることなので、限界があると思います。そういった意味で、先ほどの証書化とか無効化とか、もしくは松尾さんの発想ではないですけど、ビットコイン化で、第1計画期間からバンキングされるクレジット、あと4年で賞味期限切れるのですけど、その間に別のものに変えると、削減としては使えないけれども、別のものとして使えるような、延命できるようなことも、松尾さんみたいな最先端の発想をすれば当然出てくるのかなと思います。失効というのがやはり一番、制度に対する求心力も失うリスクがあるのかなと思います。

(4) 排出量取引制度に関するヒアリング結果及び排出量取引の活用事例

(荒井委員長)

それでは、続きまして議事の4番、取引制度に関するヒアリング結果及び排出量取引の活用事例でございます。

では、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料4、取引制度に関するヒアリング結果及び排出量取引の活用事例についてご報告いたします。

今回ご報告しますこの取引制度に関する事業者ヒアリングは今年度初めて実施しました。以前の委員会でも、取引のあり方、意義等について都から発信すべきとのご意見をいただいておりますので、今回は温室効果ガスの総量削減に対して、排出量取引及び自らの対策による削減の優先順位、また排出量取引のあり方や意義について事業者の認識を把握する、第2計画期間では第1計画期間よりも排出量取引件数の増加が見込まれる中、義務履行に当たって排出量取引の仕方を工夫した事例を発見し、来年度のセミナー等で共有するという事を目的に調査を行いました。

調査期間は、平成28年11月、12月、調査対象は、第1計画期間において排出量取引を行って義務履行した事業者、取引を行わず、自らの対策による削減のみで義務履行した事業者、計12事業者です。

調査結果ですが、まず排出量取引と自らの削減対策の優先順位については、調査したほぼ全ての事業者が排出量取引よりも自らの削減対策を優先すると回答しました。

重立った回答としては4つ、省エネ対策には費用がかかるが、長期的にはエネルギーコストの削減につながる、2つ目は、取引しようとする、いきなり取引を行うのは難しく、省エネ対策を実施し、削減義務の達成が困難であることを明らかにしてからでな

いと、取引することについて施設内の合意が得られないという声もありました。また、設備更新を先送りにして取引で義務履行をしようという事業者はなく、設備更新計画のサイクルに従っており、取引価格によって投資時期を変更することはないとのことでした。

今回の調査の中では、自らの対策による削減の費用対効果について、CO₂1トン当たりの限界削減費用を把握している事業者はなく、削減コストと見比べながら排出量取引の実施を随時判断していくのは現実的ではないとの意見もありました。

2番、排出量取引のあり方、意義についての評価についても伺いましたが、プラスの評価として上げられたのは、超過削減量の売却による収入、クレジット価格が低い場合には義務履行費用の抑制効果があるということを超える方もいらっしゃいました。具体的には、施設の性質上、施設利用者へのサービス低下になるような省エネ対策はできない。省エネよりも性能を重視した機器を選定する必要がある場合などでは、義務履行手段として取引制度は有効であるとの声、また設備投資は高額なので、クレジット価格が安ければ、投資合理性として取引を選択することもあり得るとの声もありました。

その他のプラスの評価としては、複数事業所を所有していて、超過削減がある事業所と削減不足の事業所の両方がある場合、事業所間でのクレジット移転によって全体で義務履行が可能であるという点がありました。

マイナスの評価として上げられたのは、実際にそのようになっているわけではないのですが、クレジット価格が低下している場合、取引による義務履行を優先し、自らの対策による削減が進まないおそれがあるという懸念を上げられた事業所がいらっしゃいました。

また、取引に向けて社内で予算をとっていても、実際の取引の際にクレジット価格が大きく変動してしまうと困るというクレジット価格の変動リスク、あるいは取引によって義務履行することについて、経営層がペナルティーを払っているというマイナスイメージを持っているとの声もありました。

最後に、3、排出量取引の活用事例についてですが、こちらも以前、良い事例があれば事業者に共有したほうがよいという委員会でのご意見がありましたので、今回のヒアリングの中からまとめました。

まず1つ目が、第2計画期間不足見込み量の先行購入です。事業者の皆さんは、取引価格が安価なときに、第2計画期間に削減不足と見込む量をあらかじめ第1計画期間の段階で購入したという方がいらっしゃいました。

2つ目は、複数事業所による共同購入です。クレジット購入価格を有利に交渉するため、複数の同業事業者が集まって共同して購入量をまとめることにより購入単価を下げようとした事例がありました。

3つ目は、投資計画の実行の担保。排出量取引により義務履行の費用を抑制することで、省エネ等の設備投資を計画どおりに実行できたという声もありました。

4つ目は、対外的な環境配慮のアピール。具体的には、環境貢献PRのため、あえてグリーン電力証書を選択して購入、PR等に利用したという事例がありました。

これらの活用事例については、来年度の排出量取引セミナーの際に事業所の方々に共有したいと考えております。説明としては以上となります。

(荒井委員長)

それでは、ただいま説明がありました取引制度に関するヒアリング結果及び排出量取引の活用事例について皆様からのご意見を頂戴したいと思います。また、事務局への質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(寺田委員)

調査結果の調査対象のところで、まず12業者選定をされていますが、これは、取引を実際されているところですか。

(事務局)

そうです。

(寺田委員)

その調査対象である事業者の属性について、この調査結果として出てきた意見が、どれくらいの規模の企業から、あるいはどういった業種の企業からこういった意見が出てきているのかみたいなことがあると、もう少し具体的な企業のイメージが湧くのかなと思いました。

その調査結果の1の4ぽつ目、最後のぽつで、削減コストと見比べながら排出量取引の実施を随時判断していくのは現実的ではないという意見があったということなのですが、これはなぜそういうふう考えたかということは何かお聞きになられたでしょうか。例えば買ったほうが安いからとか、手間がかかるからそんなことをやっている場合ではないとか、理由ですね、現実的ではないと考えた理由。

(事務局)

全般的に、調査させていただいた事業者さん全体的にそうだったのですが、やはり今はCSR上省エネして当たり前だという、皆さん根底にお持ちでいらっしゃる、かつ、限界削減費用というのを出していらっしゃるところが伺った範囲ではいられず、そういったこともあるからだと思うのですが、随時定期的に限界削減費用を、取引したほうが幾らで、自ら削減したほうが幾らでというのを毎回出して行って、それを一々見比べながらやっていくというのは、やはりそこまでしていただけないというような感じでお答えしていただきました。

(寺田委員)

普通、それなりの規模を持った、それなりの管理システムを持った企業であれば、こういった設備投資をやるのか、あるいはクレジットを買ってくるのかというようなそう

いう意思決定をする際には、おそらく何か稟議書みたいなものを作って、その中に、こうした場合は幾らかかるとか、ああした場合は幾らかかるとかをまとめて、どうしましょうか。と稟議を回すのが通常だと思うのですが、そんなことをやるまでもなくかかるコストが小さいとか、あるいはそんな仕組みがなくて、社長の判断一つで決められているのか、その辺のことが企業の属性みたいなのがわかれば何か見えてくるのかなという気がします。

この排出量取引制度自体は、経済合理性を利用して効率的な削減をやっつけようというのが大きな趣旨だと思いますので、逆に企業が経済的に合理的な判断を行わないとなると、その制度の趣旨が生きてこないのです。なので、その辺は少し事業者の意識を変えていくような手を打っていかれるのがいいのかなという気がします。そもそも制度趣旨はこういうことなので合理的な判断をしましょうという話を少しずつしていくというのは必要なのかなと思いました。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

おっしゃっていただいたこともあって、この裏の3番目のところの(3)に投資計画の実行を担保とありますが、排出量取引により義務履行の費用を抑制することで省エネ等の設備投資を計画どおりに実行とありますが、このようにお答えいただいたところもありますので、ここのところは、おそらくそういう費用も、設備投資の費用と、それから取引コストというのあらかじめ考えた上でやっていらっしゃるのだらうと思われまますので、こういうところを今度の排出量取引セミナーとかでご紹介していただくと、ほかの事業所もそれを参考にしていただけるのかなと思っているので、是非こういう生の声をお届けしたいのですが、まだこれからの交渉次第となっております。

(寺田委員)

是非お願いします。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

はい。

(松尾委員)

多数派か少数派かというお話が寺田委員からあったように思う。多分、多数派は、普通の事業計画とともに設備投資計画があって、そこに排出削減の計画を載せる、それがまず優先したトラックで走り、前回も申し上げたように、どこかの時点で、どうも景気がよかったので削減が足りないとなったら排出量取引をして義務充当していくとかというのが普通の事業計画でしょうから、おそらくこの1の4ぼつみたいなのは、その排出量取引を使って削減した人も自分の削減だけで頑張った人も、多分両方ともそうなのだろうと思いますので、多数派だとしても、そのどちらの属性の方がこういうことを言っているのかというのがあるのかなと。そして、できれば、最初の時点から排出量取引を、

もちろん限界削減費用を意識してどこまできちぎちやるのかはあるものの、排出量取引も途中の段階であり得るのだというのを最初から考えていっていただく。そのノイジー・マイノリティーとして、その裏の3の(3)のような方にもご登壇いただき、例えば事業計画に織り込んでいただくとしたら、こういうふうにやれば事業計画に織り込めますよというのを言っていただく。さらに三田委員におっしゃっていただいた、途中でとりあえず年ごとに超過削減したらポコッと超過削減量ができて、翌年マイナスになったらマイナスになったで、それはそれでよくて、毎年超過削減できたら一応超過削減量が生まれていく、もちろん不足があっても5年間で達成すればいいのですが、毎年とにかく超過削減量が強制的に生まれてくると、その事業計画に排出量取引が織り込まれているというのに符合しやすいのかなという感じがします。大多数としては、排出量取引を使う人も使わない人もおそらく事業計画最優先で、最後のほうになってちょっと考えるってところだと思うので、大多数はこうなのですが、少数派としてこういう先鋭的な人がいらっしゃる、報告の中でそういう色づけがされて、さらにその少数の先鋭的な方に説明会に出ていただき、ファーストムーバーはこんなちゃんと立派な計画を立てているっていう雰囲気が出ると、みんな少し模範にするのかなと思います。

(三田委員)

ここで少し毒気のある意見を言いますとやはり企業は、良いことするためにこれだけ利益を犠牲にしましょうという発想では投資はしないので、やはりこの企業がする投資は全て自分に返ってくるためにあるわけです。もちろん若干はあります、寄附とかです。ただ、設備投資そのものは削減のためにはしていなくて、エネルギーコストの削減と生産性向上のために設備投資をしていますということです。

そこで、私は、前から少し引っかかっているのは、これは他社がやったスタディーなので余り文句を言うてはいけないのかもしれないのですが、その設備投資によって想定される削減量を設備投資額で割って出すのはやはり間違いで、その設備投資によるプラスの効果を差し引いた上で、その設備投資は生産性向上及びエネルギーコストの削減を上回る部分はその分母にならなければいけないはずなのです。ただ、そういう計算というものが実は余り世の中に出回ってなくて、そういうものを示す考え方として、限界削減費用というのはそうやって計算するものだという考え方を示さないと、やはりクレジットを買うというのは出っ放しのお金になりますけど、設備投資は全部自分に返ってくるお金なので、そこはやはりちゃんとしたほうがいいということが言えると思います。

それで言うと、今の定義の限界削減費用、つまりは想定される削減を設備投資総額で割った限界削減費用は、これはもうクレジット価格なんて圧倒的に上回ってしまうのです。もうそれこそ100倍ぐらい上回ってしまうので、やはりそういう意味で、おそらく先ほどの寺田委員の質問で、何で限界削減費用は企業がわからないのですかということですが、もう比べる対象でないものになってしまっているところだと思います。やはりそれをちゃんと比べるための換算というのを、一回モデルかなんか示さ

れたほうがいいのかと思います。

それであれば、やはり限界削減費用とクレジット価格というのは必ず関連しているはずなので、そこは、そういう意味では本来は情報としてあったほうがいいのかと思います。

あともう一つが、やはりこの東京都の制度の場合、間接排出を対象にしているので、なかなかタイムリーというか、リアルタイムに限界削減費用に対してクレジットのほうがかんいという判断で、その判断に基づいたトランザクションというのが実行される仕組みにない。ヨーロッパの制度というのはもう直接排出対象なので、発電事業者は、毎日とか毎秒、スパークスプレッド・ダークスプレッドを見て、差が出た瞬間にクレジット買うとか売るとかをしている。だからそういう意味で、土台が違うところで、間接排出を対象とした制度である以上は、繰り返しになりますけれども、限界削減費用の考え方というのを一回ガイドラインで示す必要があるのかなと思います。

(松尾委員)

「試してみよう、限界削減費用」のような、何かそういうファイルとかをホームページに出してみるとかですね。

(三田委員)

そうですね。空白の箱があって、エネルギーコスト削減効果幾ら、生産性向上によるプラスの経済効果幾ら、それを最初のキャベックスから引いて、残ったのが幾ら、損失、想定される排出量が幾らで、割ったら幾ら。それでも多分今のクレジット価格は上回ると思います。

(寺田委員)

設備投資の種類もいろいろあります。単純に、例えば空調をかえるとか、生産設備そのものをかえるという話だと、まさに今三田委員がおっしゃっていた話です。通常の設備投資の経済性計算であれば、A案、B案、C案の中で検討される項目というのは幾つもあるって、当然のことながらその生産性の向上とかは入ってきて、最後にその環境への貢献みたいところがプラスされて、では全体としてA案にしましょうか、B案にしましょうかというふうな選択の仕方を普通企業はされているはずなのです。なので、そういう事例というのは多分大企業にはごろごろ転がっていると思います。環境会計とはまさにその環境貢献部分をお金に換算して、A案なら幾らになって、B案なら幾らになるということを最終的に貨幣評価しましょうというような考え方だったのです。そういったことを参考にしながら、フォーマットのようなものをつくったらおもしろいかもしれません。

(三田委員)

たしか、前に環境省が実施した限界削減費用の計算だと、普通の一般的なボイラーを変えるとかで1トン減らすのに20万円ぐらいだったはずですが。しかし、それはもう完全にその設備投資による経済的なプラスの効果は全部入れ込んでしまっている計算なので、そこはちゃんと抜いて計算する必要があります。

(総量削減課長三浦亜希子)

多分研究する方がどっちに答えを出したいかによっても、多分70万、80万とかという意見もあるし、すごくばらばらだと思うのです。先生がおっしゃったように、生産性の向上だけではなく、快適性とか、見えない効果、付加価値が上がるという、そういう見えないものも含めて考えないといけないとすると、数字で出すのはなかなか難しいかと思います。設備も、我々が見てきた中では、設置のときに計算される効果と、それをそのまま使っている人たちと、すごくチューニングしながらやっている人たちで、劇的に削減量って変わってきます。そういうところまでどこまで見るかとか、運用面も含めるととても難しくなる。だからこそ、今まで多くの方が研究して、答えがない状況なので、難しいと思っています。

我々も省エネ診断をやっていて、例えばLED照明これだけ代えると何トン減りますとか、インシヤルで幾らかかりますがランニング何年で回収できます。というような個別のご提案はしますが、全体で、省エネ対策はもうピンからキリまで、何をやってもいいので減らしてくださいということなので、事業所から計画書で出されている今後の対策は、本当にたくさん、数え切れないほどあります。そこをどうやって見ていくかというのは、正直すぐ出るものではないなというのが1つあります。

あともう一つが、コストを見てないかというお話ですが、おそらく、義務がかかっていることが何よりで、義務を達成しなければいけないというのは、これは企業にとっては絶対のコンプライアンスの話なのでやっている。そのために自ら削減か排出量取引かという時に、普段の更新計画の中でそれを達成しようと思うのは通常の流れで、そのときに、義務があるから良い設備を選ぶという、そういう判断になる。そこと全体の費用との判断というのはちょっと離れている部分があるのではないかと。取引で、今後長期的にあるこの義務を達成するためにずっと払い続けるのか、今ちょっとお金を出して投資して、エネルギーコストも回収しながら義務も達成していくのかということでは、確実にコストが入り込んでいる、判断の中にコスト意識が入り込んでいると思っていますので、決してこの回答が、コストを全然見てないからだということではないというふうに我々は理解をしています。

(寺田委員)

多分、限界削減費用という言葉を出してしまうと、そこまで細かなことしていませんけどという話なのでしょう。

(総量削減課長 三浦亜希子)

多分そうだと思います。

(寺田委員)

当然経営者ですから、費用対効果でやるかやらないかという話がまずあって、それでやった結果として東京都の義務も果たせそうだとということであれば、じゃあやろうかと。多分判断要素としてワン・オブ・ゼムなのです。全然これは合わないということであれば、クレジット買ったほうが全然いいという話にもなると思いますし、その辺の判断は当然のことながらされていると思うのですが、きっと、その判断要素といいますか、考えるべき項目というのは、こういうことを考えてやったらどうですかみたいなアイデアは出せるかもしれないですね。何となくエイヤーではなくて、株主から何でこんな判断になったのですかと問われたら、これこれで、こういう材料があって、トータルとして判断したらやはりこちらを選びましたと言えと言えないとは全然違うと思います。

(三田委員)

あと、やはりマイナスの評価の部分だったかと思うのですが、結局取引しなければいけないということは、ここで言っている取引というのは、買わなければいけないということになったときに、もう仕方なく、それしか選択肢がないとなれば、担当部局としては言いやすい。だから、この5年の期間の1年目、2年目ぐらいで、今期は絶対足りなくなるので引き当てが必要だと申請しても、やってみるまで分からないのではないかと、みたいな話になってしまって、結局最終年度にどんどんずれ込んでしまうということがあるかと思うのです。ですので、そういう意味で、確かに、まず削減優先でという制度であることは事実なのですが、そこをうまく、削減とクレジットの活用というものの併用というのを是とするような認識づけというのは、経営者の耳に届くような形であると、担当部局がもう少しこの制度に取り組みやすくなるのかなとは思っています。

(総量削減課長 三浦亜希子)

正直、この取引がマイナスだというイメージは、ちょっと我々が持っているのとは違います。第一優先は自ら削減と言っていますが、取引も一つのれっきとしたきちんとした手段ですので、これを選ぶことがよくないことというふうには思わないというところは重要なことかと思っています。

(三田委員)

そうですね。

(寺田委員)

そういった誤解を解く何か説明とかが必要なのでしょう。

(松尾委員)

そういうベストプラクティス、先ほど説明会に登壇してくれるかどうかというお話がありました。あとは制度自体のアピール、例えば「ワールドビジネスサテライト」に小池都知事の口ききで、3期目を迎える東京都の排出量取引の今後のあり方みたいものと一緒に、先端的なところでこういうベストプラを実施してらっしゃる方も出て頂くとか。もし、先ほどの超過分の使途とかも見えてくれば、世間へのアピールにより、ベストプラクティスをやっているところをスターにして、そういうのは良いことだという世間的な印象付けを併せてするといいいのではないかと。説明会で聞いても、あの会社はあの会社でうちはうちの会社と意識のシャッターが下りてしまう可能性もあるので、そういうベストプラをやっている会社を称揚するような、「ワールドビジネスサテライト」は極論ですが、そういうのもあるといいいのかなと思います。この3の(3)のような方がどういうふうにやってらっしゃるのかはありますが、そういうのを称揚するとか表彰する、もちろん東京都が色をつけているような感じもありますが、みんなが見習ってほしいという取り扱いができるといいいのかなと思います。

(三田委員)

実際にヒアリングに行くと、特に西東京にある工場本社みたいなところにヒアリングに行くと、本当に感心します。今さらですけど、本当に整然としていますし、出入りするトラックの安全性みたいなルールも、本当に外国だったら考えられないぐらい、2回一時停止するぐらいのこともやっていますし、歩く人がどこを歩くかというののもちゃんとアスファルトに線を引いて描いてあります。そういう意味で、やはり東京都内にあるそういう製造拠点というのは、すごく気を使ってそこで営業されている。それは、やはり近隣から受け入れられるということを目的にすごく自律的にやられているというところがあるので、そういった部分で、そういうものはやはりただではなくてお金がかかることなので、そういうものと、この二酸化炭素削減という貢献というの、その社会貢献につながる部分でお金がかかるんだというところで、結局そこでかかったお金というのは、その周辺に受け入れられるということの対価でもあるわけなので、そういうものがうまく仕組みとして、仕組みは難しいですけど、認知としてそういうものが広がると、私がヒアリングに行った先のこの担当の方々、きっとそうなるとうれしいのだろうなというのは感じました。

(寺田委員)

ちょっと違うとこですけども、資料4の下の方、2のプラスの評価の一番下の黒ぼつです。施設利用者へのサービス低下になるような省エネ対策はできないということで、履行手段としては、取引制度は有効だというふうに書かれていますけれども、これを見てふと思ったのは、この今の東京都の制度は、事業者の色分けといいいますか、例えばその公共性が高いとか低いとか区別なく、例えば病院なんかも全く一事業者として扱われ

るわけですね。EUの制度だと、いわゆるリーケージしやすいところには無償で割り当てたり、国際競争にさらされないで、リーケージしないところにはオークションでという区別をしていますけれど、病院みたいな、公共性が高く、技術的にこれ以上削減すると治療に差し障りがあるとか、そういうような話が出てくると、なかなかこれ以上大きく削減できません、みたいなものの中にはあるのかもしれないと勝手に想像しました。

さっき失効の話が出ましたが、失効した分をなくしてしまうのではなくて、例えばEUは、市場安定化リザーブという仕組みを導入しますよね。リザーブしておいて、需給関係が逼迫したときにはそこからちょっと抛出するみたいな話があるのですが、その市場安定化リザーブみたいなものに失効分は利用できないのでしょうか。そうした公共性が高く、もう技術的には削減が難しかったり、これ以上落とすといろいろなことに差し障りがあるよみたいなことであれば、そういうところの削減にリザーブからちょっと回してあげるとか、低価格なのか無償なのかはわかりませんが。そういったことも1つ工夫はできるのかなと思いましたけれど、いかがでしょうか。

(総量削減課長 三浦亜希子)

実は、第2期から、やはり病院ですとか、それからデータセンターですとか、あと物流関係の施設については、公共性が高い、都民にとって欠かすことができない施設という位置付けで、義務率の緩和をさせていただいています。例えば病院ですと4%の緩和をしています。

考え方としては、震災後の電力需給の逼迫のときに、国が電事法で省エネ規制をかけたのですが、緩和する施設をつくったのです。それに当たる施設については東京都も義務率を緩和させていただいています。

(寺田委員)

この委員会で言う話ではないかもしれませんが、義務率を緩和するというよりも、義務率はこのままで、クレジットを割り当てるみたいな方向のほうが、事業者としては意識を持ちつつそんなに追い立てられないという感じにならないでしょうかね。

(総量削減課長 三浦亜希子)

そうですね。割り当て方式では、ヨーロッパと違って。

(寺田委員)

ちょっとすみません。ここでの割り当てとは、言葉が違う意味ですけども、クレジットを渡すみたいな意味です。

(総量削減課長 三浦亜希子)

渡すということですね。

(排出量取引担当課長 松岡公介)

事実上、削減義務率のその減少分がクレジット見合いになりますので、実質そこで割り当てるといふ、表現がいいかどうかは別としても、そういう形にはなるかと思ひます。

(寺田委員)

実質的には一緒だと思ひます。

(三田委員)

せつかく寺田先生がおられるので、ヒアリングしている中でよく聞いたことで、私は少し知識がないものですから知りたひところで、今の病院や学校の話だと、例へば企業がその病院の削減に自分の超過削減を無償で譲渡して使ってもらふ、もしくは近隣の学校に無償で譲渡して使ってもらふといふのは、企業の社会貢献のあり方としては十分にあり得る話です。特にその地域内では、例へば大きい企業でしたら絶対有名ですし、大きい病院でしたら絶対有名ですし、その病院に行つた人が、あそこのあの会社からもらったクレジットでここは削減ゼロになっているといふことがわかる。その理屈は美しい。ただ、やはり無償譲渡すると寄附になってしまうので、寄附にすると、会計上大変面倒なのでやりたくないといふのをよく聞いたのですが、これはやはり大変なのですか。

(寺田委員)

これは、会計上は別に大変ではなくて、税務上の問題なのでしょう。寄附金扱いされてそれがいわゆる損金不算入にされてしまうと企業としてはちょっと困ってしまう。それは寄附をする先の問題といひますか、どこに寄附をするのかについて税法上の要件があり、ここに寄附をすれば税金かかりませんといふ寄附もあるのです。

(三田委員)

なるほど、そうですね。お金持ちに寄附してもだめだけどといふ話ですね。

(寺田委員)

民間企業がやっている病院もありますよね。すごく大きくて、地域ではすごく重要で、公共性も高いのだけれども、民間の病院の場合には、そこに寄附すると、税法上の限度額を超えると損金不算入になります。

(松尾委員)

譲渡した側が損金算入を考えなければいいですか。

(寺田委員)

考えなければいいというか、基本的に帳簿に上がっているクレジットがあって、それを差し出すということは、要はお金を払うのと同じなわけです。なので、会社としてはそれを損金にしてほしいと思うのだけれども、税務署としては、それは、おたく何の関係もなく、ただ寄付したのであれば、それは損金ではないと考えます。

(三田委員)

その金額換算相当のメリットを得たのではないのということですね。

(寺田委員)

そこは、すごく機械的に判断されてしまいます。何か租税特別措置法でも作ってもらって、クレジットの寄附は損金不算入だと言ってくれば、それは簡単なのですけど。

(三田委員)

なるほど、そういうことなのですね。

(寺田委員)

そういう措置法はたくさんありますから、可能性はなくはないと思います。

(松尾委員)

それは国、地方公共団体相手でも同じなのですか。

(寺田委員)

それは、税金の種類によります。地方税なら、多分東京都の裁量でやれる部分があるかもしれないですね、何かの形で。今お話をしたのは、いわゆる法人税、国税の話なので、それは国が相手になってしまいます。

(松尾委員)

損金算入を諦めれば、例えば相手が地方公共団体とかだったらいいのですか。

(寺田委員)

相手が地方公共団体とか、そういうとても公益性が高いところに寄附するのは、それは自動的に損金で見られる。

(松尾委員)

損金不算入ですか。

(寺田委員)

損金だから、いわゆるコストとして計算していいですということですよ。

(三田委員)

それは、一回東京都がつくったプールに寄附して、そうするとそれは損金算入できて、その東京都で用意したプールから、ではだめですね。それは東京都があげる先を選んであげる量を決めることになってしまう。それは制度オーナーとしてはできないので、なかなか難しいですね。

(寺田委員)

何か、いわゆる公共性の高い第三者的な機関といいますか、公益法人みたいなものをつくるかとか、何かやり方はなくはないかもしれません。

(松尾委員)

税務当局から見れば、損金算入すると課税ベースが減るので損金算入は余り認めたくないとする、病院でも、東京都でも、もし勝手にその排出量クレジットを贈与します、でも損金算入は自主的に放棄しますというふうにすれば、課税当局としては別に問題はないということです。

(寺田委員)

課税当局としては全然問題はない。文句は言いませんね。

(松尾委員)

文句は言わないですね。

(寺田委員)

税金もらえるほうなのですから。

(松尾委員)

普通寄附金控除では、相手が学校でも、何でもかんでも贈与していると問題があるので、寄附金控除額の上限というのがありますが、損金算入を諦めて、何かわからないけど、BSからいきなり落ちているという感じに、もし税務上何かそれがうまくつじつまが合うならそれでもいいということでしょうか。

(寺田委員)

つじつまというか、もうそれは判断なのです。だから、贈与します、税金かけてもらっても構いませんとしてしまうのは全然自由なのです。

(松尾委員)

普通は企業会計の形がそのまま税務のところに行きますけど、寄附により一応BSか

ら減って、BS上、1万と載っていたのがゼロになり、損失マイナス1万になるところ、そこを税と会計の違いで、補正しなければいけないとか、その点は大変なのでしょうか。

(寺田委員)

まさにそこは税務調整のところですよ。それは企業会計で利益を調整する部分です。だから、実際税務上の損金には当たらないということであれば、所得はそのまま増やされる。

(松尾委員)

ただ、普通は税額を減らしたい方向で言うんですけど、BSから落ちているにも関わらず、実は法人税を増やす方向にその税務調整を確定申告のときに企業にお願いをする、それを一応企業がやらないといけないのでしょうか。

(寺田委員)

そういうことです。

(松尾委)

手間はかかるということですか。

(寺田委員)

やはり寄附するというのは、その税金の調整計算をしないとけないので、若干手間はかかります。

(三田委員)

なるほど。ありがとうございます。

(寺田委員)

久しぶりにそういう話をしたので合っているかどうか、少し不安なのですが。

(荒井委員長)

それでは、以上で議事のほうを終了いたしまして、この後の進行は事務局のほうにお返ししたいと思います。

3 今後のスケジュール

(排出量取引担当課長代理 榎原元秋)

荒井委員長、どうもありがとうございました。

それでは最後に、今後のスケジュールでございます。

本日委員の皆様にご覧いただいた資料、それと本日委員の皆様からいただいた意見を反映させまして、来年度5月に事業者向けセミナーを予定しておりますので、そちらで情報提供をしていきたいと思っております。

また、最後の資料でご説明申し上げましたが、取引の活用事例等の情報発信については、制度対象事業者に発表を依頼するなど検討していきたいと考えております。

それでは、以上をもちまして本日の排出量取引の運用に関する専門家委員会は終了いたします。

本日はお忙しい中をお越しいただきまして、どうもありがとうございました。

(以上)